

談

話

室

社会的企業と若者の失業問題

本年10月15日に開催された日本協同組合学会第25回大会のシンポジウム（共通論題「現代社会における地域福祉と協同組合セクター」）の論点の一つは「社会的企業」であった。私の記憶が正しければ、イギリスの社会的企業が日本の協同組合研究者の間で話題になり始めたのは1999年前後であったのだから、本年の大会シンポジウムで「社会的企業」が議論されるようになった事実は、この間に社会的企業の情報が意外と速いスピードで、また比較的広い範囲にわたって受けとめられていること、したがってまた社会的企業研究も比較的速いスピードで進展してきたことを窺わせるのである。

20世紀末から21世紀初頭にかけて社会的企業が日本で話題になり、そして間もなく協同組合研究の対象として取り上げられるようになったのには、イギリスの協同組合運動の動向と1997年に政権を取り戻した労働党の社会・福祉政策とに大いに関係がある。例えば、協同組合運動の動向については、1970年代に「産業共同所有運動」（^{アイコム}ICOM）が生まれて80年代に労働者協同組合運動の大きな流れを創りだし、さらにその流れに乗ってコミュニティの経済開発を目指すコミュニティ協同組合が一つのクラスターを形成した、という背景があった。

コミュニティ協同組合には労働者協同組合を直接名乗るものもあれば、コミュニティ・ビジネスあるいはコミュニティ・エンタープライズを名乗るものもあったが、それらの大部分が労働者協同組合の企業形態を取ってICOMに加盟したことから、80年代に労働者協同組合運動は発展への弾みを確かなものにすることができた。実は、現在活動している社会的企業のかなりの部分は、この時期に事業的、経営的な能力を身につけたコミュニティ協同組合や他のさまざまな労働者協同組合が基礎となっており、高齢者や障害者のケア、レジャー、コミュニティ輸送（コミュニティ・バスやタクシー）などコミュニティのニーズに根ざした事業経営を開拓してきているのである。

社会的企業は、かくして、一方でこのような協同組合運動の動向を背景に、他方でブレア政権の「福祉から仕事へ」（welfare to work）という社会・福祉政

策の転換、すなわち、「ニューディール政策」によってクローズアップされることになり、主に若者や女性など自立を求める失業者あるいはまた就労を希望する人たちのために積極的に職業教育・職業訓練の分野にその事業を拡大する機会を得たのである（これらについては拙著『社会的企業とコミュニティの再生』大月書店 を参照願いたい）。ニューディール政策については評価の分かれることろであるが、それでも特に若年失業者一人ひとりにアドバイザーを付け、また職業的適性を考量する手厚い指導がなされていて、失業率の減少に寄与していることは否定できない。

ところで、日本の若年失業者も含めた若者（15～24歳）に対する雇用政策や対策はどうなっているのだろうか。一言で言えば、若年者雇用政策は「不在」であり、雇用対策は「一時的」である。イギリスのニューディール政策や手厚い若年失業者対策のようなものは日本では見られない。それどころか、日本では若年者は常に失業と隣り合わせの状態に置かれているのである。既に2003年に若年失業率は10%を超え、現在もほぼ同じ水準にあるのだが、同時にいわゆる「フリーター」と言われている若者や他の非正規雇用（非正社員）の若者の雇用対策についても十分な配慮が払われるべきだと私は思っている。350万人以上を数える非正規雇用の若者の大部分は正規雇用（正社員）になることを希望しているからである。しかし、現実は非常に厳しく、非正規雇用から正規雇用への移動は大変難しくなっているだけでなく、非正規雇用の「パートタイム労働者」や「派遣社員」の増加が若年者労働市場の特徴にもなっているのである。

多くの若者が正規雇用を望んでいる事実を政府や企業は真剣に考え、中・長期の政策や対策を立てなければならない。それにはイギリスの政策や対策が参考になる。イギリスでは、若者が「企業に雇われる」だけでなく、「自己雇用」（self-employment）というコンセプトに基づいた働き方・仕事を通じて自立していく事例が多く見られるが、その際に「社会的企業」が重要な役割を果たしている。その意味でも私は社会的企業研究のより一層の広がりと深まりを大いに期待するものである。

（明治大学政経学部教授 中川雄一郎・なかがわゆういちろう）